

専任技術者の確認資料

新 規 ・ 追 加	<p>1 現在の常勤性を証明するものとして法人はイ→ロ→ハ→ニの順に次のいずれか（個人事業主はニによる）</p> <p>イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写又は70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ</p> <p>ロ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写</p> <p>ハ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写</p> <p>ニ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 →個人においては所得税確定申告書の表紙の写及び第二表の写</p> <p>※標準報酬月額の確認を行います。 ※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。 ※現住所が勤務を要する営業所の所在地から遠距離にある場合（通勤時間が標準的な通勤経路において概ね2時間を超える場合は、（公共交通機関利用の場合は）通勤定期券、（車通勤の場合は）通勤経路図（所要時間を明記して作成）及び高速料金領収証、ETCの利用明細書等の資料（写）を追加で提出していただきます。</p> <p>※ 技術者の要件が実務経験10年以上、指定学科卒業と実務経験、技術検定合格と実務経験、P.72～77のコード表の資格取得後に必要な実務経験[1年]、[3年]、[5年]の記載がある場合は、上記1に加えて下記の①、②</p> <p>① 実務経験の内容が確認できるものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 証明者が建設業許可を有している（いた）場合 変更届出書（決算報告）の表紙及び工事経歴書（期間分）の写 ○ 証明者が建設業許可を有していない場合 工事請負契約書、又は、注文書等の写（期間分）（工事請書のみ提出は不可） 発注証明書、領収書又は請求書及び入金確認書の写（期間分） ○ その他（上記で証明ができない場合には個別に御相談ください。） <p>② 実務経験証明期間の常勤（又は営業）を確認できるものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康保険被保険者証の写（事業所名と資格取得年月日の記載されているもので、引き続き在職している場合に限る。） ○ 実務経験を証明しようとする勤務先での厚生年金等加入期間を証明するもの（被保険者記録照会回答票等） ○ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写（期間分） ○ 住民税特別徴収税額通知の写（期間分） ○ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写（期間分） →個人においては所得税確定申告書の表紙の写（期間分） ○ その他（出向の場合は個別に御相談ください。） <p>※ 指導監督的実務経験の場合は、P.79の確認資料参照</p>
更 新	<p>常勤性を証明するものとして上記1のイ→ロ→ハ→ニの順にいずれか</p>

被保険者等記号・番号に
マスキングをすること。

被保険者等記号・番号に
マスキングをすること。

（注1）区分（項番61）が2、4または5の場合は、確認資料不要

ただし、区分（項番61）が2で新たに実務経験による資格を追加する場合は、※-①、②が必要
（注2）確認資料として確定申告書写を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信完了通知を添付してください。

（注3）実務経験年数は12ヶ月×必要年数分（10年であれば120ヶ月分）の実績を確認します。
（工期の始期及び終期が属する月を含めてカウントします。）

なお、電気工事業の営業に当たっては、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第3条の規定により登録を受けなければならないため、登録を受けて営業した期間又は、登録を受けた営業所に従事した期間のみ経験年数として認めます。

また、消防設備工事については、消防法により消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ、工事に従事できないため、有資格者の実務経験のみ経験年数として認めます。

さらに、建設リサイクル法施行後の解体工事の経験は、土木工事業、建築工事業、もしくは解体工事業許可または建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものに限り経験年数として認めます。

(注4) 実務経験年数は、証明者が建設業許可を有している(いた)場合については、決算日までの期間の実績が対象となります。

(注5) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。

(注6) 確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。

(注7) 宮城県知事許可において、過去に建設業法第7条第2号イ又はロに規定される営業所専任技術者として証明された者を再度証明する場合の特例

今回の申請又は届出に添付する実務経験証明書(様式第九号)と、過去に作成し証明された営業所専任技術者に関する実務経験証明書の記載内容が同一である場合、営業所専任技術者については、上記「① 実務経験の内容が確認できるもの」及び「② 実務経験証明期間の常勤(又は営業)を確認できるもの」に関する資料の提出を省略することができます。

その際、過去に提出した実務経験証明書(様式第九号)の副本の写し及び、それらの書類を提出した際の過去の建設業許可申請書(様式第一号)又は変更届出書(様式第二十二号の二)の副本の写し(土木事務所の受付印が確認できないものは不可。)を確認資料として添付してください。

※資料の提出を省略するものであり、審査を省略するものではありません。

※宮城県知事許可業者以外で営業所専任技術者として証明された者の場合は、資料の提出を省略することができません。

技術者の資格(指定学科)表

法第7条第2号イ該当者

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業、舗装工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業、大工工事業 ガラス工事業、内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業、とび・土工工事業 石工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業、解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業、消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

(注) 上記学科以外の名称の場合は、事前に卒業証明書及び単位取得証明書等の、履修科目及び取得単位数が確認できる書類(原本)を持参の上、御相談ください。

専任技術者証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表

一般建設業		建設業の種類 (項番 64)	有資格区分 (項番 65)
法 第 7 条 第 2 号	イ（指定学科卒業又は技術検定合格と実務経験）	1	0 1 ※ 2
	ロ（実務経験 10 年以上）	4	0 2
	ハ（国家資格者及び大臣特認）	7	※ 1

特定建設業			建設業の種類 (項番 64)	有資格区分 (項番 65)
法第 15 条第 2 号イ（国家資格者）			9	●
法 第 15 条 第 2 号 ロ (指 導 監 督 的 実 務 経 験)	法 第 7 条 第 2 号	イ（指定学科卒業又は技術検定合格と実務経験）	2	0 1
		ロ（実務経験 10 年以上）	5	0 2
		ハ（国家資格者及び大臣特認）	8	○
法第 15 条第 2 号ハ (大臣特認)		同号イと同等以上	3	0 3
		同号ロと同等以上	6	0 4

(注)「※ 1」は P.72~77 の資格表のうち「7」のもの。

「※ 2」は P.72~77 を参照のこと。

(注)「●」は P.72~77 の資格表のうち「9」のもの。また、「○」は P.72~77 の資格表のうち「8」、「8※」及び「8。」のもの。

令和 3 年 4 月 1 日施行「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」により技士補（技術検定 1 級・2 級の第 1 次検定合格者）が新設された。

令和 5 年 7 月 1 日施行「施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令」の公布により一般建設業許可の営業所専任技術者の要件が緩和された。

一般建設業許可の営業所専任技術者の要件の緩和

1 級の第 1 次検定合格者を大学指定学科※ 3 卒業者と同等とみなし、

また、2 級の第 1 次検定合格者を高校指定学科※ 3 卒業者と同等とみなすこととする。

※ 3 指定学科とは、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 1 条に掲げる学科をいい、建築学や土木学に関する学科等がこれに該当します。

出向者についても規則第 7 条第 1 号に定める常勤役員等（経營業務の管理責任者）及び専任技術者にすることができます。その場合は、通常の常勤性の確認資料のほかに、次に挙げる確認資料も用意するようお願いいたします。

なお、原則として出向者を工事現場の配置技術者とすることはできません。

出向者の常勤性を確認するための追加資料

- ・ 出向契約書・覚書の写し（契約書等に出向者の氏名が記載されていない場合は出向命令書又は辞令）
- ・ 賃金相当分の負担先（出向元又は出向先）が確認できるもの
- ・ 健康保険被保険者証の写し
- ・ 出向先の出勤簿の写し